

令和7年 4月21日

川崎市議会議長 青 木 功 雄 様

幸区在住者

ヤングケアラー救済のための川崎市子どもの権利に関する条例
の一部改正に関する陳情

陳 情 の 要 旨

本市におけるヤングケアラー（家族の介護・看病・家事等を日常的に担っている子ども）の早期発見及び持続的な支援体制の構築は喫緊の課題であり、川崎市子どもの権利に関する条例を改正し、具体的施策の推進を求めます。

陳 情 の 理 由

ヤングケアラーは、自身の発達や学習、進路選択の機会が大きく制限され、孤立や家庭内虐待のリスクも高く、早期発見と適切な支援が不可欠です。小学生では家庭訪問による生活環境の直接確認が有効であり、中高生では本人の自覚に基づいたアンケート及び面談を通じて、孤立や負担の兆候を早期に把握することが可能です。

他の自治体でも着実な成果を挙げている事例が複数あり、本市においても全国に先駆けて「子どもの権利条例」を制定した自治体としてヤングケアラー問題に対して条例を改正し先進的な取組を求めます。

- 1 本市がヤングケアラーを定義し、これを支援対象に明確に位置づける条文を条例に新設する。
- 2 ヤングケアラーの早期発見に関し、以下の体制を条例に明記すること。
 - (1) 小学生については、教職員による家庭訪問を義務付け、当該訪問には児童相談所職員、スクールソーシャルワーカー等の専門職を同伴させ、家庭状況を直接把握すること。

(2) 中学生及び高校生については、学校による定期的なアンケート調査と個別面談を組み合わせたスクリーニングを制度化し、教員・スクールソーシャルワーカー等が対応すること。

3 家事・介護の代替支援（家事・介護ヘルパー派遣・放課後の居場所・学習支援等）を市の義務として条例に盛り込むこと。

以上を求め陳情いたします。